

議員提出議案第 2 号

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 1 月 1 2 日提出

提出者	海老名市議会議員	宇田川	希
賛成者	同	た	ち 登志子
	同	大	下 久 美
	同	ありい	あいこ
	同	伊左次	雄 介

提案理由

社会・経済情勢に鑑み、期末手当の支給割合を引き上げたいため

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。